

委員会提出議案第2号

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月2日

墨田区議会議長

福 田 はるみ 様

提出者 議会運営委員長 佐 藤 篤

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

墨田区議会会議規則（昭和31年墨田区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「疾病、出産、配偶者の出産補助」を「傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害」に改める。

第59条の次に次の1条を加える。

（オンラインを活用した一般質問）

第59条の2 第2条に規定する事由により会議を欠席した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して前条第1項の規定による質問をすることができる。

2 前項の規定によりオンラインを活用して質問することを希望する議員は、あらかじめ、議長の許可を得なければならない。

3 議員がオンラインを活用して質問をする場合における第48条第1項及び第49条第5項の適用については、第48条第1項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第49条第5項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「発言の順位に当たっても発言しないとき、又は通信環境の悪化等によりオンラインによ

る質問をすることができないとき」とする。

4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第60条第1項中「前条」を「第59条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会運営委員会（議会改革）による調査・検討の結果、オンラインによる一般質問を可能とし、このことに併せて本会議の欠席事由を改めることが決定したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。